○国土交通省告示第百四十八号

美樹観光株式会社から美樹ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置の目的　上空からの視察、空撮、人員輸送等及び災害時における防災拠点とするため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　美樹観光株式会社　代表取締役　浅川剛司　千葉県千葉市緑区土気町千二百五十番六

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　美樹ヘリポート　千葉県千葉市緑区下大和田町千三百七十五番一　北緯三十五度三十四分九秒　東経百四十度十六分四十三秒（標高五十八・二六メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　千葉県千葉市緑区下大和田千三百七十五番一

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　美樹観光株式会社　代表取締役　浅川剛司　千葉県千葉市緑区土気町千二百五十番六

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度　全備重量の十一トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積五千五百十三平方メートル）

七　着陸帯　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十一メートル　幅十七メートル）

八　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ′並びにロヘ及びハト′）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1)　長さ　二十一メートル

(2)　幅　十七メートル

(3)　方位　北九十五度十二分十四秒東（真方位）

(4)　舗装の種類　コンクリート舗装

ロ　その他

(1)　燃料の流出防止施設　一式

(2)　飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成三十年九月三十日

第一図　美樹ヘリポート

